

旧	新	備考
<p>2・3・2 道路標識などの設置</p> <p>(1) 一般交通の用に供している道路上の工事の場合は、第9章 9・1・2 工事標識の設置方法に従い、共通仕様書（Ⅲ－1 付表）及び土木工事標準設計図集（道路工事保安施設）を参考にすること。</p> <p>また、工事箇所予告標示板等には、必ず社名を明記し、管理を明確にし、工事完了後は速やかに撤収しなければならない。</p> <p>・土木工事標準設計図集（道路工事保安施設）</p> <p>札幌市 HP：ホーム>観光・産業・ビジネス>入札・契約>公共工事（工事管理室）>技術基準>土木工事標準設計図集</p> <p>2・3・3 安全対策</p> <p>2. 通行の危険防止</p> <p>工事現場の歩行者通路は（安全衛生規則を準拠する）安全な幅員を確保し、通行危険箇所には立入禁止の表示、保安さく（ガードロープ・さく等）の設置などとともに必要に応じ交通整理員を配置して危険防止に努めなければならない。</p>	<p>2・3・2 道路標識などの設置</p> <p>(1) 一般交通の用に供している道路上の工事の場合は、「第9章 付則(参考資料)9・1 工事標識」による。</p> <p>また、工事箇所予告標示板等には、必ず社名を明記し、管理を明確にし、工事完了後は速やかに撤収しなければならない。</p> <p>2・3・3 安全対策</p> <p>2. 通行の危険防止</p> <p>工事現場の歩行者通路は（安全衛生規則に準拠する）安全な幅員を確保し、通行危険箇所には立入禁止の表示、保安さく（ガードロープ・さく等）の設置などとともに必要に応じ交通整理員を配置して危険防止に努めなければならない。</p>	<p>修正 参照先の修正 参照先と重複している内容を削除</p> <p>修正 語句の修正</p>

旧	新	備考																																																																																											
	<p>3・2・2 アスファルト混合物 アスファルト混合物の標準アスファルト量、石粉量及び標準密度は、下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1448 289 2597 1438"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>アスファルト混合物種別</th> <th>標準密度 (参考)</th> <th>A s 量 (%)</th> <th>F i 量 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">車道</td> <td>細粒度アスコン 13F</td> <td>2.30</td> <td>8.8</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>(表層) 細粒度キ ャップ アスコン 13F</td> <td>2.30</td> <td>6.8</td> <td>11.6</td> </tr> <tr> <td>(基層) 密粒度アスコン 13F</td> <td>2.35</td> <td>5.9</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>(上層路盤) 密粒度キ ャップ アスコン 13F</td> <td>2.35</td> <td>5.8</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>粗粒度アスコン(20)</td> <td>2.35</td> <td>5.3</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>アスファルト安定処理(30)</td> <td>2.30</td> <td>4.3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>アスファルトモルタル</td> <td>2.05</td> <td>9.0</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>再生アスファルト混合物(13・30)(100%再生材)</td> <td>2.30</td> <td>6.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>再生細粒度アスコン 13F(再生混入率 50%)</td> <td>2.30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生密粒度アスコン 13F(再生混入率 50%)</td> <td>2.35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生粗粒度アスコン(20)(再生混入率 50%)</td> <td>2.35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生アスファルト安定処理(30)(再生混入率 50%)</td> <td>2.30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>改質 II 型細密粒度キ ャップ アスコン 13F55</td> <td>2.35</td> <td>6~6.3</td> <td>F/A=1.7 程度</td> </tr> <tr> <td>改質 II 型密粒度キ ャップ アスコン 13F</td> <td>2.35</td> <td>5.8</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>再生改質 II 型細密粒度キ ャップ アスコン 13F55 (再生混入率 30%)</td> <td>2.35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生改質 I 型密粒度キ ャップ アスコン 13F (再生混入率 30%)</td> <td>2.35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">歩道</td> <td>細粒度アスコン(13)</td> <td>2.15</td> <td>7.0</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>(表層) アスファルト安定処理(30)</td> <td>2.15</td> <td>4.3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(上層路盤) アスファルトモルタル</td> <td>2.05</td> <td>9.0</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>再生アスファルト混合物(13・30)(100%再生材)</td> <td>2.15</td> <td>6.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>再生細粒度アスコン(13)(再生混入率 50%)</td> <td>2.15</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上表空欄箇所については、仕様書・舗装再生便覧（令和 6 年 3 月(社)日本道路協会発行）等に示す標準配合の範囲内で、各プラントが標準的に出荷するアスファルト混合物の配合とする。</p>	道路種別	アスファルト混合物種別	標準密度 (参考)	A s 量 (%)	F i 量 (%)	車道	細粒度アスコン 13F	2.30	8.8	15.0	(表層) 細粒度キ ャップ アスコン 13F	2.30	6.8	11.6	(基層) 密粒度アスコン 13F	2.35	5.9	10.0	(上層路盤) 密粒度キ ャップ アスコン 13F	2.35	5.8	9.8	粗粒度アスコン(20)	2.35	5.3	4.8	アスファルト安定処理(30)	2.30	4.3	-	アスファルトモルタル	2.05	9.0	12.0	再生アスファルト混合物(13・30)(100%再生材)	2.30	6.0	-	再生細粒度アスコン 13F(再生混入率 50%)	2.30			再生密粒度アスコン 13F(再生混入率 50%)	2.35			再生粗粒度アスコン(20)(再生混入率 50%)	2.35			再生アスファルト安定処理(30)(再生混入率 50%)	2.30			改質 II 型細密粒度キ ャップ アスコン 13F55	2.35	6~6.3	F/A=1.7 程度	改質 II 型密粒度キ ャップ アスコン 13F	2.35	5.8	9.8	再生改質 II 型細密粒度キ ャップ アスコン 13F55 (再生混入率 30%)	2.35			再生改質 I 型密粒度キ ャップ アスコン 13F (再生混入率 30%)	2.35			歩道	細粒度アスコン(13)	2.15	7.0	7.8	(表層) アスファルト安定処理(30)	2.15	4.3	-	(上層路盤) アスファルトモルタル	2.05	9.0	12.0	再生アスファルト混合物(13・30)(100%再生材)	2.15	6.0	-	再生細粒度アスコン(13)(再生混入率 50%)	2.15			<p>追加 特記仕様書に記載していた内容</p>
道路種別	アスファルト混合物種別	標準密度 (参考)	A s 量 (%)	F i 量 (%)																																																																																									
車道	細粒度アスコン 13F	2.30	8.8	15.0																																																																																									
	(表層) 細粒度キ ャップ アスコン 13F	2.30	6.8	11.6																																																																																									
	(基層) 密粒度アスコン 13F	2.35	5.9	10.0																																																																																									
	(上層路盤) 密粒度キ ャップ アスコン 13F	2.35	5.8	9.8																																																																																									
	粗粒度アスコン(20)	2.35	5.3	4.8																																																																																									
	アスファルト安定処理(30)	2.30	4.3	-																																																																																									
	アスファルトモルタル	2.05	9.0	12.0																																																																																									
	再生アスファルト混合物(13・30)(100%再生材)	2.30	6.0	-																																																																																									
	再生細粒度アスコン 13F(再生混入率 50%)	2.30																																																																																											
	再生密粒度アスコン 13F(再生混入率 50%)	2.35																																																																																											
	再生粗粒度アスコン(20)(再生混入率 50%)	2.35																																																																																											
	再生アスファルト安定処理(30)(再生混入率 50%)	2.30																																																																																											
	改質 II 型細密粒度キ ャップ アスコン 13F55	2.35	6~6.3	F/A=1.7 程度																																																																																									
	改質 II 型密粒度キ ャップ アスコン 13F	2.35	5.8	9.8																																																																																									
	再生改質 II 型細密粒度キ ャップ アスコン 13F55 (再生混入率 30%)	2.35																																																																																											
再生改質 I 型密粒度キ ャップ アスコン 13F (再生混入率 30%)	2.35																																																																																												
歩道	細粒度アスコン(13)	2.15	7.0	7.8																																																																																									
	(表層) アスファルト安定処理(30)	2.15	4.3	-																																																																																									
	(上層路盤) アスファルトモルタル	2.05	9.0	12.0																																																																																									
	再生アスファルト混合物(13・30)(100%再生材)	2.15	6.0	-																																																																																									
	再生細粒度アスコン(13)(再生混入率 50%)	2.15																																																																																											

旧	新	備考						
	<p>3・2・3 コンクリート</p> <p>1. 標準配合</p> <p>コンクリートの標準配合条件は共通仕様書 第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>また、コンクリート及びセメントは、設計図書で特に指定のある場合を除き、グリーン購入法公共工事特定品目である混合セメントの使用を標準とする。なお、現場条件等によりこれによりがたい場合は、監督員と協議すること。</p> <table border="1" data-bbox="1448 514 2576 695"> <tr> <td data-bbox="1448 514 1644 604">混合セメント</td> <td data-bbox="1644 514 1970 604">高炉セメント</td> <td data-bbox="1970 514 2576 604">高炉セメントであって、原料に 30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 604 1644 695"></td> <td data-bbox="1644 604 1970 695">フライアッシュセメント</td> <td data-bbox="1970 604 2576 695">フライアッシュセメントであって、原料に 10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。</td> </tr> </table> <p>2. 打設情報の取得</p> <p>札幌市では、建設事業におけるカーボンニュートラルの取組推進に向け、国のJ-クレジット制度の活用を行っている。J-クレジット制度の活用にあたり、各工事におけるコンクリートの打設情報（日ごとの出荷量・配合）が必要となることから、札幌市から直接、コンクリートプラント会社に打設情報の提供を依頼することがある。受注者は、工事の契約をもって打設情報の提供に承諾したこととする。</p>	混合セメント	高炉セメント	高炉セメントであって、原料に 30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。		フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって、原料に 10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。	<p>追加 特記仕様書に記載していた内容</p> <p>J-クレジット活用に関する内容</p>
混合セメント	高炉セメント	高炉セメントであって、原料に 30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。						
	フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって、原料に 10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。						

旧	新	備考						
<p>3・3・1 材料の受払等</p> <p>1. 受 領 受注者は、材料の名称、種類や用途に精通している者を同行し、指定された資材置場に出庫要求書（正・副・控）を提出して資材担当者の立会いのもとに資材を受領後、工事監督員に出庫要求書（副）を、速やかに提出しなければならない。</p> <p>2. 保 管 受領後の材料は受注者が責任をもって保管し、万一盗難及び損傷を与えた場合は、受注者の負担により日本水道協会の検査済で本市の承認を受けた材料を補償しなければならない。</p> <p>3. 受 払 簿 の 記 載 受注者は、材料の受入れ、払出しを材料受払簿（様式-20）に記載して、使用状況、残材料の数量を明確にして工事監督員の確認を受けなければならない。（材料受払簿記載要領は第 10 章による）</p> <p>4. 返 納 (1) 余剰材の返納に当たっては、工事完了後速やかに行い、泥等の汚れは、洗浄・清掃して返納しなければならない。 (2) 不用品及び掘上げ品の返納に当たっては、ポリスリーブ、コンクリート製品、木製品等を持ち込んではならない。</p>	<p>3・3・1 材料の受払等</p> <p>1. 出庫材料の確認 (1) 受注者は、設計図書及び試掘結果に基づき配管計画書（予定配管図及び材料集計表）を作成し、監督員に提出する。 (2) 配管計画書作成の際には、支給材料（切管の残管含む）の有効利用と余剰材料の返納抑制に積極的に努めなければならない。 (3) 受注者は、工事監督員が作成した貯蔵品出庫要求書の内容を確認する。</p> <p>2. 受 領 受注者は、材料の名称、種類や用途に精通している者を同行させ、指定された資材置場に出庫要求書（①～③）を提出して資材担当者の立会いのもとに資材を受領する。資材の受領後、工事監督員に出庫要求書（②）を速やかに提出する。</p> <p>3. 保 管 受領後の材料は受注者が責任をもって保管し、万一盗難及び損傷を与えた場合は、受注者の負担により日本水道協会の検査済で本市の承認を受けた材料を補償しなければならない。</p> <p>4. 受 払 簿 の 記 載 受注者は、材料の受入れ、払出しを材料受払簿（様式-20）に記載して、使用状況、残材料の数量を明確にして工事監督員の確認を受けなければならない。（材料受払簿記載要領は第 10 章による）</p> <p>5. 返 納 (1) 余剰材の返納に当たっては、工事完了後速やかに行い、泥等の汚れは、洗浄・清掃して返納しなければならない。また、工事途中において余剰材料の確認ができる場合も速やかに返納すること。 (2) 不用品及び掘上げ品の返納に当たっては、ポリスリーブ、コンクリート製品、木製品等を持ち込んではならない。</p> <p>6. 出庫及び返納場所 支給材料の出庫及び返納場所は下記のとおり。また、それぞれの材料の保管場所は出庫（返納）要求書に記載のとおりとする。 出庫及び返納の際は、緊急の場合を除き原則 3 日前までに下記の連絡先に出庫（返納）要求書を FAX 送信し資材の出庫（返納）予定日、品名及び数量を事前に知らせること。 また、出庫（返納）場所における作業は、緊急の場合を除き、原則 16 時までに作業を完了すること。</p> <table border="1" data-bbox="1374 1455 2599 1906"> <thead> <tr> <th data-bbox="1374 1455 1789 1507">施設名称及び所在地・連絡先</th> <th data-bbox="1789 1455 2599 1507">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1374 1507 1789 1686"> 水道局東苗穂資材センター (東区東苗穂 2 条 3 丁目) TEL： 011-785-5506 FAX： 011-787-8102 </td> <td data-bbox="1789 1507 2599 1686"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1686 1789 1906"> 水道局山本緊急資材倉庫 (厚別区厚別町山本 1064 番地) TEL： 011-894-3850 FAX： 011-894-3865 </td> <td data-bbox="1789 1686 2599 1906"> ・不用品（水道材料）の搬入 鋳鉄管・異形管類、仕切弁類、鋳鉄継手類、仕切弁鉄筐・弁室用鉄蓋・メーター鉄筐及び鉄筐上蓋、合フランジ、止水栓鉄筐等鋳物製のもの。 消火栓部品（砲金製）、メーター中蓋など鉄製品銅、鉛製のもの、その他。 </td> </tr> </tbody> </table>	施設名称及び所在地・連絡先	備考	水道局東苗穂資材センター (東区東苗穂 2 条 3 丁目) TEL： 011-785-5506 FAX： 011-787-8102		水道局山本緊急資材倉庫 (厚別区厚別町山本 1064 番地) TEL： 011-894-3850 FAX： 011-894-3865	・不用品（水道材料）の搬入 鋳鉄管・異形管類、仕切弁類、鋳鉄継手類、仕切弁鉄筐・弁室用鉄蓋・メーター鉄筐及び鉄筐上蓋、合フランジ、止水栓鉄筐等鋳物製のもの。 消火栓部品（砲金製）、メーター中蓋など鉄製品銅、鉛製のもの、その他。	<p>追加 特記仕様書に記載していた内容</p> <p>修正 文言の整理</p> <p>追加 特記仕様書に記載していた内容</p>
施設名称及び所在地・連絡先	備考							
水道局東苗穂資材センター (東区東苗穂 2 条 3 丁目) TEL： 011-785-5506 FAX： 011-787-8102								
水道局山本緊急資材倉庫 (厚別区厚別町山本 1064 番地) TEL： 011-894-3850 FAX： 011-894-3865	・不用品（水道材料）の搬入 鋳鉄管・異形管類、仕切弁類、鋳鉄継手類、仕切弁鉄筐・弁室用鉄蓋・メーター鉄筐及び鉄筐上蓋、合フランジ、止水栓鉄筐等鋳物製のもの。 消火栓部品（砲金製）、メーター中蓋など鉄製品銅、鉛製のもの、その他。							

旧	新	備 考																								
<p>3・4・3 不断水割T字管撤去用材料</p> <p>1. 止水コマ</p> <p>(1) 止水コマは、この品質規格に適合するものとする。</p> <p>(2) 製品規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">本管口径 (mm)</th> <th style="text-align: center;">分岐口径(mm)</th> <th style="text-align: center;">材 質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">S U S 304 (J I S G 4303)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100 ~ 350</td> <td style="text-align: center;">75・100</td> <td style="text-align: center;">(J I S G 3459)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">本管口径 (mm)</th> <th style="text-align: center;">分岐口径 (mm)</th> <th style="text-align: center;">材 質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">75~200</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">S U S 304 (J I S G 4303) (J I S G 3459)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4・4 路面復旧工</p> <p>4・4・1 路 盤 工</p> <p>4・4・2 アスファルト舗装工</p> <p>3. 舗装復旧に当たっては、路面上にある鉄蓋類を隠蔽してはならない。</p> <p>4・5 仮 設 工</p> <p>4・5・1 防 護 工</p> <p>4・5・2 土 留 工</p> <p>4・5・3 薬液注入工</p> <p>4・6 弁 室 工</p>	本管口径 (mm)	分岐口径(mm)	材 質	75	75	S U S 304 (J I S G 4303)	100 ~ 350	75・100	(J I S G 3459)	本管口径 (mm)	分岐口径 (mm)	材 質	75~200	50	S U S 304 (J I S G 4303) (J I S G 3459)	<p>3・4・3 不断水割T字管撤去用材料</p> <p>1. 止水コマ</p> <p>(1) 止水コマは、この品質規格に適合するものとする。</p> <p>(2) 製品規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">本管口径 (mm)</th> <th style="text-align: center;">分岐口径(mm)</th> <th style="text-align: center;">材 質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">S U S 304 (J I S G 4303)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100 ~ 350</td> <td style="text-align: center;">75・100</td> <td style="text-align: center;">(J I S G 3459)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4・4 舗装撤去工</p> <p>4・4・1 舗装版切断</p> <p style="color: red;">舗装切断時に発生する濁水は、作業時に吸引後タンク等に貯蔵し、適切に処分すること。</p> <p>4・5 路面復旧工</p> <p>4・5・1 路 盤 工</p> <p>4・5・2 舗 装 工</p> <p>3. 舗装復旧に当たっては、路面上にある鉄蓋類を覆い隠してはならない。</p> <p>4・6 仮 設 工</p> <p>4・6・1 防 護 工</p> <p>4・6・2 土 留 工</p> <p>4・6・3 薬液注入工</p> <p>4・7 弁 室 工</p>	本管口径 (mm)	分岐口径(mm)	材 質	75	75	S U S 304 (J I S G 4303)	100 ~ 350	75・100	(J I S G 3459)	<p>削除 販売及び施工終了のため</p> <p>追加 特記仕様書に記載していた内容</p> <p>修正 項目追加に伴う番号の修正 文言修正</p>
本管口径 (mm)	分岐口径(mm)	材 質																								
75	75	S U S 304 (J I S G 4303)																								
100 ~ 350	75・100	(J I S G 3459)																								
本管口径 (mm)	分岐口径 (mm)	材 質																								
75~200	50	S U S 304 (J I S G 4303) (J I S G 3459)																								
本管口径 (mm)	分岐口径(mm)	材 質																								
75	75	S U S 304 (J I S G 4303)																								
100 ~ 350	75・100	(J I S G 3459)																								

旧	新	備 考																																																																										
<p>6・1・2 配管工事（切断・接合・組立等）</p> <p>1. ダクタイル鋳鉄管の配管工事（切断・接合・組立等）の各種施工については、下表の各継手（一般・耐震・大口径管）の有資格者、または同等以上の資格を有するものを従事させ、「接合工事等資格者指定通知書（様式－5）」で事前に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な一般継手施工資格者（K形、T形、フランジ形等） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">証明する資格証等</th> <th style="text-align: center;">資格取得講習会主催者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水管技能者（一般）</td> <td>配水管技能者登録証（一般継手）</td> <td>(社)日本水道協会（認定のみ）</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事配管技能検定会 （ダクタイル鋳鉄配管コース）合格者</td> <td>給水装置工事配管技能検定会 （ダクタイル鋳鉄配管コース）合格証書</td> <td>(財)給水工事技術振興財団</td> </tr> <tr> <td>配水管施工技能者</td> <td>配水管施工技能者資格認定証、または配管技工(1級)資格認定証</td> <td>日本水道協会北海道地方支部</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了者</td> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了証書</td> <td>日本ダクタイル鉄管協会</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 主な耐震継手施工資格者（GX形、NS形、SII形等） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">証明する資格証等</th> <th style="text-align: center;">資格取得講習会主催者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水管技能者（耐震）</td> <td>配水管技能者登録証（耐震継手）</td> <td>(社)日本水道協会</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了者</td> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了証書</td> <td rowspan="2">日本ダクタイル鉄管協会</td> </tr> <tr> <td>J D P A 継手接合研修会（耐小） 修了者</td> <td>J D P A 継手接合研修会受講証（耐小） ※別途、一般継手施工資格も有すること。</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 主な大口径管（φ500 以上）施工資格者（S形、KF形等） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">証明する資格証等</th> <th style="text-align: center;">資格取得講習会主催者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水管技能者（大口径管）</td> <td>配水管技術者登録証（大口径管）</td> <td>(社)日本水道協会</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了者</td> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了証書</td> <td rowspan="2">日本ダクタイル鉄管協会</td> </tr> <tr> <td>J D P A 継手接合研修会（耐大） 修了者</td> <td>J D P A 継手接合研修会受講証（耐大）</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、給水工事においては、「6・4 給水管接合工事・配管工事」によらなければならない。</p>	名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者	配水管技能者（一般）	配水管技能者登録証（一般継手）	(社)日本水道協会（認定のみ）	給水装置工事配管技能検定会 （ダクタイル鋳鉄配管コース）合格者	給水装置工事配管技能検定会 （ダクタイル鋳鉄配管コース）合格証書	(財)給水工事技術振興財団	配水管施工技能者	配水管施工技能者資格認定証、または配管技工(1級)資格認定証	日本水道協会北海道地方支部	ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会	名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者	配水管技能者（耐震）	配水管技能者登録証（耐震継手）	(社)日本水道協会	ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会	J D P A 継手接合研修会（耐小） 修了者	J D P A 継手接合研修会受講証（耐小） ※別途、一般継手施工資格も有すること。	名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者	配水管技能者（大口径管）	配水管技術者登録証（大口径管）	(社)日本水道協会	ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会	J D P A 継手接合研修会（耐大） 修了者	J D P A 継手接合研修会受講証（耐大）	<p>6・1・2 配管工事（切断・接合・組立等）</p> <p>1. ダクタイル鋳鉄管の配管工事（切断・接合・組立等）の各種施工については、下表の各継手（一般・耐震・大口径管）の有資格者、または同等以上の資格を有するものを従事させ、「接合工事等資格者指定通知書（様式－5）」で事前に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な一般継手施工資格者（K形、T形、フランジ形等） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">証明する資格証等</th> <th style="text-align: center;">資格取得講習会主催者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水管技能者（一般）</td> <td>配水管技能者登録証（一般継手）</td> <td>(社)日本水道協会（認定のみ）</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事配管技能検定会 （ダクタイル鋳鉄配管コース）合格者</td> <td>給水装置工事配管技能検定会 （ダクタイル鋳鉄配管コース）合格証書</td> <td>(財)給水工事技術振興財団</td> </tr> <tr> <td>配水管施工技能者</td> <td>配水管施工技能者資格認定証、または配管技工(1級)資格認定証</td> <td>日本水道協会北海道地方支部</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了者</td> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了証書</td> <td>日本ダクタイル鉄管協会</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 主な耐震継手施工資格者（GX形、NS形、SII形等） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">証明する資格証等</th> <th style="text-align: center;">資格取得講習会主催者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水管技能者（耐震）</td> <td>配水管技能者登録証（耐震継手）</td> <td>(社)日本水道協会</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了者</td> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了証書</td> <td rowspan="2">日本ダクタイル鉄管協会</td> </tr> <tr> <td>J D P A 継手接合研修会（耐小） 修了者</td> <td>J D P A 継手接合研修会受講証（耐小） ※別途、一般継手施工資格も有すること。</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 主な大口径管（φ500 以上）施工資格者（S形、KF形等） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">証明する資格証等</th> <th style="text-align: center;">資格取得講習会主催者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水管技能者（大口径管）</td> <td>配水管技術者登録証（大口径管）</td> <td>(社)日本水道協会</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了者</td> <td>ダクタイル鉄管技術講習会修了証書</td> <td rowspan="2">日本ダクタイル鉄管協会</td> </tr> <tr> <td>J D P A 継手接合研修会（耐大） 修了者</td> <td>J D P A 継手接合研修会受講証（耐大） ※別途、一般継手施工資格も有すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、給水工事においては、「6・4 給水管接合工事・配管工事」によらなければならない。</p>	名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者	配水管技能者（一般）	配水管技能者登録証（一般継手）	(社)日本水道協会（認定のみ）	給水装置工事配管技能検定会 （ダクタイル鋳鉄配管コース）合格者	給水装置工事配管技能検定会 （ダクタイル鋳鉄配管コース）合格証書	(財)給水工事技術振興財団	配水管施工技能者	配水管施工技能者資格認定証、または配管技工(1級)資格認定証	日本水道協会北海道地方支部	ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会	名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者	配水管技能者（耐震）	配水管技能者登録証（耐震継手）	(社)日本水道協会	ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会	J D P A 継手接合研修会（耐小） 修了者	J D P A 継手接合研修会受講証（耐小） ※別途、一般継手施工資格も有すること。	名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者	配水管技能者（大口径管）	配水管技術者登録証（大口径管）	(社)日本水道協会	ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会	J D P A 継手接合研修会（耐大） 修了者	J D P A 継手接合研修会受講証（耐大） ※別途、一般継手施工資格も有すること。	<p>追加</p>
名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者																																																																										
配水管技能者（一般）	配水管技能者登録証（一般継手）	(社)日本水道協会（認定のみ）																																																																										
給水装置工事配管技能検定会 （ダクタイル鋳鉄配管コース）合格者	給水装置工事配管技能検定会 （ダクタイル鋳鉄配管コース）合格証書	(財)給水工事技術振興財団																																																																										
配水管施工技能者	配水管施工技能者資格認定証、または配管技工(1級)資格認定証	日本水道協会北海道地方支部																																																																										
ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会																																																																										
名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者																																																																										
配水管技能者（耐震）	配水管技能者登録証（耐震継手）	(社)日本水道協会																																																																										
ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会																																																																										
J D P A 継手接合研修会（耐小） 修了者	J D P A 継手接合研修会受講証（耐小） ※別途、一般継手施工資格も有すること。																																																																											
名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者																																																																										
配水管技能者（大口径管）	配水管技術者登録証（大口径管）	(社)日本水道協会																																																																										
ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会																																																																										
J D P A 継手接合研修会（耐大） 修了者	J D P A 継手接合研修会受講証（耐大）																																																																											
名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者																																																																										
配水管技能者（一般）	配水管技能者登録証（一般継手）	(社)日本水道協会（認定のみ）																																																																										
給水装置工事配管技能検定会 （ダクタイル鋳鉄配管コース）合格者	給水装置工事配管技能検定会 （ダクタイル鋳鉄配管コース）合格証書	(財)給水工事技術振興財団																																																																										
配水管施工技能者	配水管施工技能者資格認定証、または配管技工(1級)資格認定証	日本水道協会北海道地方支部																																																																										
ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会																																																																										
名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者																																																																										
配水管技能者（耐震）	配水管技能者登録証（耐震継手）	(社)日本水道協会																																																																										
ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会																																																																										
J D P A 継手接合研修会（耐小） 修了者	J D P A 継手接合研修会受講証（耐小） ※別途、一般継手施工資格も有すること。																																																																											
名 称	証明する資格証等	資格取得講習会主催者																																																																										
配水管技能者（大口径管）	配水管技術者登録証（大口径管）	(社)日本水道協会																																																																										
ダクタイル鉄管技術講習会修了者	ダクタイル鉄管技術講習会修了証書	日本ダクタイル鉄管協会																																																																										
J D P A 継手接合研修会（耐大） 修了者	J D P A 継手接合研修会受講証（耐大） ※別途、一般継手施工資格も有すること。																																																																											

		旧					新					備考
8・2・1 寸 法												変更
[主たる口径がφ400以上の工事に適用] 表-1												
工種	測定項目	規格	測定基準	測定結果表および出来形図	摘要	工種	測定項目	規格	測定基準	測定結果表および出来形図	摘要	
配水管 布設工	延長	±10/1000以内	全延長を測定	設計図に出来形を朱書する		配水管 布設工	延長	±10/1000以内	全延長を測定	設計図に出来形を朱書する		
	管底高	±50 mm以内	80mに1箇所測定									
推進工 (小口径推進工含む)	基準高	±50 mm以内	中心線測量、水準測量は 推進管一本毎に測定	設計図に出来形を朱書する。	(道路幅・道路改良) 5編1章6節8条 場所打函渠工	推進工 (小口径推進工含む)	基準高	±50 mm以内	中心線測量、水準測量は 推進管一本毎に測定	設計図に出来形を朱書する。	(道路幅・道路改良) 5編1章6節8条 場所打函渠工	
	中心線偏位	左・右 50 mm以内										
	延長	-200 ≤ ΣL' ≤ 500 mm以内										
	厚さ	-20 mm以内										
弁室等 (現場打ち)	幅 (内法)	-30 mm以内	施工単位毎に測定	設計図に出来形を朱書する。		弁室等 (現場打ち)	幅 (内法)	-30 mm以内	施工単位毎に測定	設計図に出来形を朱書する。		
	高さ	±30 mm以内										
管防護コンクリート	幅	-30 mm以内	- " -	- " -	(道路幅・道路改良) 5編1章10節4条 大型標識工	管防護コンクリート	幅	-30 mm以内	- " -	- " -	(道路幅・道路改良) 5編1章10節4条 大型標識工	
	高さ	-30 mm以内										
	長さ	-30 mm以内										
	長さ	-30 mm以内										
8・2・1 寸 法												変更
[主たる口径がφ400以上の工事に適用] 表-1												
工種	測定項目	規格	測定基準	測定結果表および出来形図	摘要	工種	測定項目	規格	測定基準	測定結果表および出来形図	摘要	
配水管 布設工	延長	設計値以上	全延長を測定	設計図に出来形を朱書する		配水管 布設工	延長	設計値以上	全延長を測定	設計図に出来形を朱書する		
	管底高	±50 mm以内	80mに1箇所測定									
推進工 (小口径推進工含む)	基準高	±50 mm以内	中心線測量、水準測量は 推進管一本毎に測定	設計図に出来形を朱書する。	(道路幅・道路改良) 5編1章6節8条 場所打函渠工	推進工 (小口径推進工含む)	基準高	±50 mm以内	中心線測量、水準測量は 推進管一本毎に測定	設計図に出来形を朱書する。	(道路幅・道路改良) 5編1章6節8条 場所打函渠工	
	中心線偏位	左・右 50 mm以内										
	延長	-200 ≤ ΣL' ≤ 500 mm以内										
	厚さ	-20 mm以内										
弁室等 (現場打ち)	幅 (内法)	-30 mm以内	施工単位毎に測定	設計図に出来形を朱書する。		弁室等 (現場打ち)	幅 (内法)	-30 mm以内	施工単位毎に測定	設計図に出来形を朱書する。		
	高さ	±30 mm以内										
管防護コンクリート	幅	-30 mm以内	- " -	- " -	(道路幅・道路改良) 5編1章10節4条 大型標識工	管防護コンクリート	幅	-30 mm以内	- " -	- " -	(道路幅・道路改良) 5編1章10節4条 大型標識工	
	高さ	-30 mm以内										
	長さ	-30 mm以内										
	長さ	-30 mm以内										

		旧				新				備考			
[主たる口径がφ350以下の工事に適用] 表-2													
工種	測定項目	規格	値	測定基準	測定基準結果および出来形図	摘要	工種	測定項目	規格	値	測定基準	測定基準結果および出来形図	摘要
配水管布設工	延長	L ≤ 500m	±3%以内	全延長を測定	設計図に出来形を朱書する		配水管布設工	延長	L ≤ 500m	設計値以上	全延長を測定	設計図に出来形を朱書する	
		500m < L ≤ 750m	±15%以内										
		750m < L ≤ 1,000m	±2%以内										
		1,000m < L ≤ 2,000m	±20%以内										
給水管布設工	土かぶり	国道	H=1200	40mに1箇所測定	-		給水管布設工	土かぶり	国道	H=1200	40mに1箇所測定 (切替部は10箇所を1箇所測定)	-	
		上記以外	H=1100										
		L ≤ 50m	±10%以内										
		50m < L ≤ 100m	±9%以内										
配水用ポリエチレン管 布設工 (床仕上げ)	延長	100m < L ≤ 200m	±8%以内	全延長を測定	-		配水用ポリエチレン管 布設工 (床仕上げ)	延長	100m < L ≤ 200m	±8%以内	全延長を測定	-	
		200m < L	±7%以内										
		国道	H=1200						継替10箇所を1箇所測定	-			
		市道	H=1100										
推進工 (小口径推進工含む)	土かぶり	宅地	H=1000	40mに1箇所測定 (切替部は10箇所を1箇所測定)	-		推進工 (小口径推進工含む)	土かぶり	宅地	H=1000	40mに1箇所測定 (切替部は10箇所を1箇所測定)	-	
		厚さ	設計値以上										
		基準高	±50mm以内										
		中心線偏位	左・右 50mm以内										
弁室等 (現場打ち)	延長	-200 ≤ ΔL	≤500mm以内	施工単位毎に測定	設計図に出来形を朱書する。	(道路編・道路改良) 5編1章6節8条 場所打函渠工	弁室等 (現場打ち)	延長	-200 ≤ ΔL	≤500mm以内	施工単位毎に測定	設計図に出来形を朱書する。	(道路編・道路改良) 5編1章6節8条 場所打函渠工
		厚さ	-20mm以内										
		幅 (内法)	-30mm以内										
		高さ	±30mm以内										
管防護コンクリート	幅	幅	-30mm以内	-	-	(道路編・道路改良) 5編1章10節4条 大型標識工	管防護コンクリート	幅	幅	-30mm以内	-	-	(道路編・道路改良) 5編1章10節4条 大型標識工
		高さ	-30mm以内										
		長さ	-30mm以内										
		厚さ	-45mm以内										
下層路盤	幅	幅	-50mm以内	80mに1箇所測定	-		下層路盤	幅	幅	-50mm以内	80mに1箇所測定	-	
		厚さ	-45mm以内										
[主たる口径がφ350以下の工事に適用] 表-2													
工種	測定項目	規格	値	測定基準	測定基準結果および出来形図	摘要	工種	測定項目	規格	値	測定基準	測定基準結果および出来形図	摘要
配水管布設工	延長	国道	H=1200	全延長を測定	設計図に出来形を朱書する		配水管布設工	延長	国道	H=1200	全延長を測定	設計図に出来形を朱書する	
		上記以外	H=1100										
		L ≤ 50m	±10%以内										
		50m < L ≤ 100m	±9%以内										
給水管布設工	土かぶり	100m < L ≤ 200m	±8%以内	全延長を測定	-		給水管布設工	土かぶり	100m < L ≤ 200m	±8%以内	全延長を測定	-	
		200m < L	±7%以内										
		国道	H=1200						継替10箇所を1箇所測定	-			
		市道	H=1100										
配水用ポリエチレン管 布設工 (床仕上げ)	厚さ	宅地	H=1000	40mに1箇所測定 (切替部は10箇所を1箇所測定)	-		配水用ポリエチレン管 布設工 (床仕上げ)	厚さ	宅地	H=1000	40mに1箇所測定 (切替部は10箇所を1箇所測定)	-	
		基準高	±50mm以内										
		中心線偏位	左・右 50mm以内										
		延長	-200 ≤ ΔL						≤500mm以内				
弁室等 (現場打ち)	幅	-200 ≤ ΔL	≤500mm以内	施工単位毎に測定	設計図に出来形を朱書する。	(道路編・道路改良) 5編1章6節8条 場所打函渠工	弁室等 (現場打ち)	幅	-200 ≤ ΔL	≤500mm以内	施工単位毎に測定	設計図に出来形を朱書する。	(道路編・道路改良) 5編1章6節8条 場所打函渠工
		厚さ	-20mm以内										
		幅 (内法)	-30mm以内										
		高さ	±30mm以内										
管防護コンクリート	高さ	幅	-30mm以内	-	-	(道路編・道路改良) 5編1章10節4条 大型標識工	管防護コンクリート	高さ	幅	-30mm以内	-	-	(道路編・道路改良) 5編1章10節4条 大型標識工
		長さ	-30mm以内										
		厚さ	-45mm以内										
		幅	-50mm以内										
下層路盤	幅	幅	-50mm以内	80mに1箇所測定	-		下層路盤	幅	幅	-50mm以内	80mに1箇所測定	-	
		厚さ	-45mm以内										
変更													

旧	新	備考
<p>8・2・2 出来形図及びしゅん功図</p> <p>3. 配水支管（準幹線・枝線）しゅん功図作成要領</p> <p>(1) しゅん功図の規格</p> <p>① 管しゅん功図は、A-1普通紙に黒色で仕上げる。 (しゅん功図を電子データで提出する場合は、原図の提出を省略することができる)</p> <p>② 普通紙は、普通上質紙 55kg 相当品以上又は、上質再生紙（古紙配合率 70%、白色度 80%）55 kg 相当品とする。</p> <p>③ 仕上げに当たっては、文字及び線の表示は均一なラインウェイトでシャープな記入をしなければならない。</p> <p>④ しゅん功図の右下隅部には、縦 7cm、横 12cm の図面名称欄を設け、施工年度（しゅん功年度）、受注者名、工事主任名、工事番号、しゅん功図番号（例-北-11）、工事名称、図面名称、図面番号、縮尺及び札幌市水道局等を記入する。</p> <p>⑤ しゅん功図を電子データで提出する場合の電子ファイリング化（TIFF 化）に伴う形式は、解像度：200DPI、色深度：1 bit（白黒）、圧縮形式：CCITT Group4、サイズ：原図とする。</p> <p>(3) しゅん功図の提出</p> <p>しゅん功図は、工事期間内に原図及びその写しを各 1 部工事監督員に提出し検査を受けなければならない。</p> <p>なお、しゅん功図を電子データで提出する場合は、原図(普通紙)の提出を省略することができる。</p> <p>4. 配水本管（幹線）しゅん功図作成要領</p> <p>(1) しゅん功図の規格</p> <p>① 管しゅん功図は、A-1普通紙に黒色で仕上げる。</p> <p>② 普通紙は、普通上質紙 55 kg相当品又は、上質再生紙（古紙配合率 70%、白色度 80%）55 kg相当品とする。</p> <p>③ 仕上げに当たっては、文字及び線の表示は均一なラインウェイトでシャープな記入をしなければならない。</p> <p>⑤ しゅん功図の電子ファイリング化（TIFF 化）に伴う形式は、解像度：200DPI、色深度：1 bit（白黒）、圧縮形式：CCITT Group4、サイズ：原図とする。</p> <p>(3) しゅん功図の提出</p> <p>しゅん功図は、工事期間内に原図及びその写しを各 1 部工事監督員に提出し検査を受けなければならない。</p> <p>5. 配水補助管及び継替等しゅん功図作成要領</p> <p>(1) しゅん功図の規格</p> <p>① しゅん功図は、本市提供の管理図（1/500）に基づき、原則 A 3 判（配水補助管）及び A 4 判（継替箇所）の所定の様式で、黒で仕上げる。 紙質の仕様は、普通上質紙 55 kg相当品以上又は、上質再生紙（古紙配合率 70%、白色度 80%）55 kg相当品とする。</p> <p>② 仕上げに当たっては、文字及び線の表示は均一なラインウェイトでシャープな記入をしなければならない。</p>	<p>8・2・2 出来形図及びしゅん功図</p> <p>3. 配水支管（準幹線・枝線）しゅん功図作成要領</p> <p>(1) しゅん功図の規格</p> <p>① しゅん功図は、A 1 普通紙で作成する。</p> <p>② 普通紙は、普通上質紙 55kg 相当品以上又は、上質再生紙（古紙配合率 70%、白色度 80%）55 kg 相当品とする。</p> <p>③ 文字及び線の表示は黒色とし、均一な太さで明確に記入すること。</p> <p>④ しゅん功図の右下隅部には、縦 7cm、横 12cm の図面名称欄を設け、施工年度（しゅん功年度）、受注者名、工事主任名、工事番号、しゅん功図番号（例-北-11）、工事名称、図面名称、図面番号、縮尺及び札幌市水道局等を記入する。</p> <p>⑤ しゅん功図を電子データで提出する場合の電子ファイリング化（TIFF 化）に伴う形式は、解像度：200DPI、色深度：1 bit（白黒）、圧縮形式：CCITT Group4、サイズ：A1 とする。</p> <p>(3) しゅん功図の提出</p> <p>しゅん功図は、工事期間内に印刷物 1 部を工事監督員に提出し検査を受けなければならない。</p> <p>なお、しゅん功図を電子データで提出する場合は、印刷物の提出を省略することができる。</p> <p>4. 配水本管（幹線）しゅん功図作成要領</p> <p>(1) しゅん功図の規格</p> <p>① しゅん功図は、A 1 普通紙で作成する。</p> <p>② 普通紙は、普通上質紙 55 kg相当品又は、上質再生紙（古紙配合率 70%、白色度 80%）55 kg相当品とする。</p> <p>③ 文字及び線の表示は黒色とし、均一な太さで明確に記入すること。</p> <p>⑤ しゅん功図の電子ファイリング化（TIFF 化）に伴う形式は、解像度：200DPI、色深度：1 bit（白黒）、圧縮形式：CCITT Group4、サイズ：A1 とする。</p> <p>(3) しゅん功図の提出</p> <p>しゅん功図は、工事期間内に印刷物 1 部を工事監督員に提出し検査を受けなければならない。 なお、しゅん功図を電子データで提出する場合は、印刷物の提出を省略することができる。</p> <p>5. 配水補助管及び継替等しゅん功図作成要領</p> <p>(1) しゅん功図の規格</p> <p>① しゅん功図は、本市提供の管理図（1/500）に基づき、原則 A 3 判（配水補助管）及び A 4 判（継替箇所）の所定の様式で作成する。 紙質の仕様は、普通上質紙 55 kg相当品以上又は、上質再生紙（古紙配合率 70%、白色度 80%）55 kg相当品とする。</p> <p>② 文字及び線の表示は黒色とし、均一な太さで明確に記入すること。</p>	<p>修正 文言整理</p>

旧	新	備考						
<p>③ A 3判及びA 4判の記入は、専用の黒インクを使用すること。</p> <p>(3) しゅん功図の提出 しゅん功図は、工事期間内に所定の用紙（原則 A 3 判、A 4 判）及び本市が提供する管理図により工事監督員に提出し、検査を受けるものとする。 なお、提出部数は、下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="252 472 1240 703"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 3 版 管理番号毎の図面（補助管・集約含む）</td> <td>本 書 1 部 コピー 2 部</td> </tr> <tr> <td>A 4 版 各戸毎の継替の図面（継替・補助管・集約含む）</td> <td>本 書 1 部 コピー 2 部</td> </tr> </tbody> </table> <p>9・1・1 一 般 事 項 2. 道路工事保安施設 工事現場に設置する工事標識は、標示施設等及び道路標識とし、共通仕様書の「Ⅲ付表 参考資料 1.道路工事に伴う道路標識の設置基準等」及び土木工事標準設計図集の「10 道路工事保安施設」並びに国交省「道路工事現場に於ける標示施設等の設置基準」に定めるところによる。</p> <p>9・1・3 道路工事保安施設 「土木工事標準設計図集、10 道路工事保安施設」を参照し、必要な施設を設置すること。なお、これらの保安施設は、道路法第 45 条及び道路交通法第 9 条に基づき定められた「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の別表第二に示されている標識に基づいている。</p> <p>9・4・3 調 査 内 容 16. 建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の各号により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。 (1) カラーフィルムを使用する。 (2) 撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。 ① 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名 ② 損傷名及び損傷の程度（計測） ③ 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所</p>	名 称	部 数	A 3 版 管理番号毎の図面（補助管・集約含む）	本 書 1 部 コピー 2 部	A 4 版 各戸毎の継替の図面（継替・補助管・集約含む）	本 書 1 部 コピー 2 部	<p>(3) しゅん功図の提出 しゅん功図は、工事期間内に印刷物 1 部を工事監督員に提出し検査を受けなければならない。 なお、しゅん功図を電子データで提出する場合は、印刷物の提出を省略することができる。</p> <p>9・1・1 一 般 事 項 2. 道路工事保安施設 工事現場に設置する工事標識は、標示施設等及び道路標識とし、共通仕様書の「Ⅲ付表 参考資料 1.道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に定めるところによる。</p> <p>9・1・3 道路工事保安施設 共通仕様書の「Ⅲ付表 参考資料 1.道路工事に伴う道路標識の設置基準等」を参照し、必要な施設を設置すること。なお、これらの保安施設は、道路法第 45 条及び道路交通法第 9 条に基づき定められた「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の別表第二に示されている標識に基づいている。</p> <p>9・4・3 調 査 内 容 16. 建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の各号により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。 (1) 改ざん（修正、書き込み、削除等）の防止措置を講じたうえで、写真を撮影する。 (2) 撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。 ① 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名 ② 損傷名及び損傷の程度（計測） ③ 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所</p>	<p>削除 参照先と重複している内容を削除</p> <p>修正 参照先の修正</p> <p>修正 アナログ規制による変更</p>
名 称	部 数							
A 3 版 管理番号毎の図面（補助管・集約含む）	本 書 1 部 コピー 2 部							
A 4 版 各戸毎の継替の図面（継替・補助管・集約含む）	本 書 1 部 コピー 2 部							